

運営規程

こじか荘通所介護事業所

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ともえ会が開設するこじか荘通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な通所介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 こじか荘通所介護事業所

(2) 所在地 広島県三次市吉舎町敷地10068番地5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 3名(常勤・兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の相談に応ずるとともに利用者の生活指導等を行う。

(3) 看護職員 2名(常勤・兼務)

看護職員は、利用者の健康チェック等を行う。

(4) 機能訓練指導員 3名(常勤・兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常動作訓練等を行う。

(5) 介護職員 3名以上(常勤・兼務)

介護職員は、利用者の養護、介助、教養娯楽等日常処遇の全般を行う。

(6) 管理栄養士 1名(常勤・兼務)

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日まで及び災

害等により利用者の安全が確保できない日を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業の利用定員は、1 日当たり 25 名とする。(第 1 号通所事業定員を含む)

(事業の内容)

第 7 条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 食事サービス

(4) 入浴サービス

(5) 生活指導

(6) 日常動作訓練

(7) レクリエーション

(8) 栄養改善

(9) 口腔機能向上

(10) 個別機能訓練

(利用料及びその他の費用の額)

第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当たり 30 円を受け取るものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 1 日当たり 576 円

(2) おむつ代 (紙おむつ 100 円 尿取りパット 20 円 はくパンツ 100 円)

(3) 預かりサービス

利用者及び家族の希望により介護報酬上の所要時間数を超えてサービスを提供する場合は、1 時間当たり 500 円を受け取るものとする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの

4 前項の費用又は他の利用料金の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、三次市 (布野町、君田町、作木町、三和町、甲奴町を除く) の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

(1) 入浴、送迎、日常動作訓練等の身体に負担がかかりやすいサービスを利用するに

当たっては、健康状態を従業者に知らせること

- (2) 事業所内での利用時間中は、従業者の指示に従うこと
- (緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。又、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備え、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者に通知する。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出の求め等に応じるとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。また、従業者が事業所を辞めた後も、利用者等に関する秘密を漏らさないよう、雇用契約上に定めておく。

- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人ともえ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 利用者に対する虐待を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
 - (2) 苦情解決体制の整備
 - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) 成年後見制度の利用支援
- (変更)

第16条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成12年9月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成17年6月1日から施行する。

- 附則 この変更規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成18年9月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成19年2月17日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成25年11月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成27年9月30日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和2年6月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、令和3年8月1日から施行する。